

平成 28 年 3 月 7 日招集

平成 28 年第 1 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 2 号	専決処分の報告について（平成27年度燕市一般会計補正予算（第7号）） （内容別冊）	1 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 頁
議案第 9 号	平成28年度燕市一般会計予算	別冊
議案第 10 号	平成28年度燕市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 11 号	平成28年度燕市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 12 号	平成28年度燕市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 13 号	平成28年度燕市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 14 号	平成28年度燕市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 15 号	平成28年度燕市水道事業会計予算	別冊
議案第 16 号	平成27年度燕市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第 17 号	燕市行政組織条例の一部改正について	4 頁
議案第 18 号	燕市行政不服審査会条例の制定について	6 頁
議案第 19 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9 頁
議案第 20 号	公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	19 頁
議案第 21 号	燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	21 頁
議案第 22 号	燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 改正について	23 頁
議案第 23 号	燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	25 頁
議案第 24 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	27 頁
議案第 25 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	29 頁
議案第 26 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	31 頁
議案第 27 号	燕市職員の降給に関する条例の制定について	36 頁
議案第 28 号	燕市職員の退職管理に関する条例の制定について	39 頁
議案第 29 号	燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	42 頁
議案第 30 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について	44 頁

議案第 31 号	燕市老人センター条例及び燕市保健センター条例の一部改正等について	47 頁
議案第 32 号	燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	49 頁
議案第 33 号	燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部改正について	51 頁
議案第 34 号	燕市営住宅条例の一部改正について	53 頁
議案第 35 号	燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について	56 頁
議案第 36 号	燕市水道給水条例の一部改正について	58 頁
議案第 37 号	燕市勤労青少年ホーム条例の一部改正について	61 頁
議案第 38 号	市道路線の認定及び変更について	63 頁
議案第 39 号	平成 27 年度燕市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 40 号	平成 27 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 41 号	平成 27 年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 42 号	平成 27 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 43 号	平成 27 年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 44 号	平成 27 年度燕市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 45 号	平成 27 年度燕市水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊

専決処分の報告について

平成27年度燕市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成28年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市米納津3398番地

氏 名 北 村 文 江

昭和26年11月17日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市米納津4875番地

氏 名 石 村 寿 一

昭和27年5月14日生

燕市行政組織条例の一部改正について

燕市行政組織条例（平成18年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市行政組織条例の一部を改正する条例

燕市行政組織条例(平成18年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「商工観光部」を「産業振興部」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第2条中

「商工観光部

- (1) 産業開発に関する事。
- (2) 商工業振興及び労政に関する事。
- (3) 観光及び物産に関する事。

農林部

- (1) 農業行政の企画及び立案に関する事。
- (2) 農林環境の整備に関する事。
- (3) 農産物の生産振興に関する事。
- (4) 農業経営の安定に関する事。 」を

「産業振興部

- (1) 商工業振興及び労政に関する事。
- (2) 観光振興に関する事。
- (3) 農業振興に関する事。
- (4) 農林環境の整備に関する事。 」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市行政不服審査会条例の制定について

燕市行政不服審査会条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき設置する燕市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市行政手続条例の一部改正)

第1条 燕市行政手続条例(平成18年燕市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第3章に規定する聴聞又は」を「審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法(平成5年法律第88号)第3章に規定する聴聞若しくは」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(燕市情報公開条例の一部改正)

第2条 燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条の2 第7条第1項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第15条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てが明らかに不適法であるとき、又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

第15条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「60日」を「3箇月」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立

て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(燕市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第26条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の2 第20条第1項、前条第1項若しくは第30条第1項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第27条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「前条第1項又は」を「第26条第1項若しくは」に改め、「決定」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第27条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「60日」を「3箇月」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第28条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「開示決定等」の次に「(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「開示する旨の決定」を「開示する旨の裁決」に改める。

(燕市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 燕市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年燕市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2号中「第5項」を「第6項」に改める。

第5条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年燕市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(燕市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 燕市固定資産評価審査委員会条例(平成18年燕市条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条・第14条」を「第15条・第16条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居住」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居住」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4節中第12条を第14条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とする。

第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額については、燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)に定めるところによる。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、燕市手数料徴収条例の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第7条 燕市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年燕市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改め、「第29条第4項」の次に「その他法令」を加える。

第2条中「及び」を「、」に、「並びに法第115条の2」を「、同条」に改め、「参加した者」の次に「その他の法令の規定により出頭又は参加した者」を加える。

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第16条の7第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(燕市手数料徴収条例の一部改正)

第9条 燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第39号を第45号とし、第38号の次に次の6号を加える。

- | | | |
|--|----------------------|-----------------|
| (39) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面又は書類(以下「対象書面等」という。)を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付 | 日本工業規格A3判
まで1枚につき | 白黒10円
カラー80円 |
| (40) 行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録(次号において「第38条対象電磁的記録」という。)に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付 | 日本工業規格A3判
まで1枚につき | 白黒10円
カラー80円 |
| (41) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 | 用紙の片面に複写し、又は出力する | 10円 |

<p>14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は第38条対象電磁的記録を出力したものの交付</p>	<p>方法によってする としたならば、複 写され、又は出力 される用紙1枚に つき</p>	
<p>(42) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面又は資料(以下「対象主張書面等」という。)を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p>	<p>日本工業規格A3判 まで1枚につき</p>	<p>白黒10円 カラー80円</p>
<p>(43) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する電磁的記録(次号において「第78条対象電磁的記録」という。)に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p>	<p>日本工業規格A3判 まで1枚につき</p>	<p>白黒10円 カラー80円</p>
<p>(44) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は第78条対象電磁的記録を出力したものの交付</p>	<p>用紙の片面に複写 し、又は出力する 方法によってする としたならば、複 写され、又は出力 される用紙1枚に つき</p>	<p>10円</p>

第5条第4項中「手数料」の次に「(同条第1項第39号から第44号までに掲げる手数料を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定めるものは、行政不服審査法第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第2条第1項第39号から第41号までに掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。)

(2) 第2条第1項第42号から第44号までに掲げる手数料 燕市行政不服審査会

2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員若しくは審査庁又は燕市行政不服審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(燕市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第10条 燕市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(平成18年燕市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日」を「3箇月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議申立てを受けた」を「審査請求があった」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による改正後の燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例（平成18年燕市条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例(平成18年燕市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人燕三条地場産業振興センター

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年燕市条例第40号)
の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年燕市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部改正について

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成
18年燕市条例第42号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成
18年燕市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

燕市職員の育児休業等に関する条例（平成18年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第8条中「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「380,600円」を「395,800円」に、「315,700円」を「328,300円」に、「300,300円」を「312,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中「860,500円」を「877,700円」に、「653,700円」を「666,700円」に、「593,000円」を「604,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例(平成18年燕市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年燕市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「この分類は」を「その分類の基準となるべき職務の内容は、」に、「級別職務分類表による。」を「等級別基準職務表に定めるとおりとする。」に改める。

第3条の2中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第4条第4項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第4条第5項中「同項」の次に「前段」を加え、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第16条の8第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第1備考に次のただし書を加える。

ただし、第20条に規定する職員を除く。

別表第2を次のように改める。

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士、教諭又は保育教諭の職務
2級	1 困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う保育士、教諭又は保育教諭の職務
3級	1 推進員の職務 2 主任の職務 3 主任保育士、主任教諭又は主任保育教諭の職務
4級	1 副参事の職務 2 係長又は専門員の職務 3 主査の職務 4 主査保育士、主査教諭又は主査保育教諭の職務
5級	1 室長の職務 2 参事の職務 3 課長補佐又は副主幹の職務 4 委員会等の事務局の次長の職務 5 保育園長、幼稚園副園長又はこども園長の職務

6級	1 副部長の職務 2 会計管理者の職務 3 課長の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 主幹の職務 6 統括指導主事の職務 7 指導主事の職務
7級	1 部長の職務 2 教育次長の職務 3 議会事務局長の職務 4 水道局長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務

備考 この表において、「委員会等の事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

(燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 燕市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年燕市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(燕市職員旅費支給条例の一部改正)

第5条 燕市職員旅費支給条例(平成18年燕市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 燕市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年燕市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)
- 2 平成29年1月1日に行われる第3条の規定による改正後の燕市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)第4条第4項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
(平成28年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)
- 3 平成28年6月に支給する勤勉手当については、改正後の給与条例第16条の8の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成28年度の報告事項に関する経過措置)
- 4 平成28年度の報告事項については、第6条の規定による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

燕市職員の降給に関する条例の制定について

燕市職員の降給に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員(燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)第3条又は燕市技能労務職員の給与等に関する規則(平成18年燕市規則第46号)第2条の給料表(以下「給料表」という。))の適用を受ける者をいう。以下同じ。)の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の能力評価又は業績評価の確認者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合(次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合

イ 任命権者が指定する医師によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されない場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市職員の退職管理に関する条例の制定について

燕市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項に規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

燕市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年燕市条例第47号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年燕市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第2条中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.10」を「100分の8.10」に改める。

第5条中「2万4,200円」を「2万5,200円」に改める。

第6条第1号中「2万4,000円」を「24,600円」に改め、同条第2号中「1万2,000円」を「12,300円」に改め、同条第3号中「1万8,000円」を「18,450円」に改める。

第6条の2中「100分の2.70」を「100分の2.90」に改める。

第6条の5第1号中「8,000円」を「8,600円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,300円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,450円」に改める。

第7条中「100分の2.50」を「100分の2.30」に改める。

第16条第1号ア中「16,940円」を「17,640円」に改め、同号イ(ア)中「16,800円」を「17,220円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「8,610円」に改め、同号イ(ウ)中「12,600円」を「12,915円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「6,020円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「3,010円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「4,515円」に改め、同条第2号ア中「12,100円」を「12,600円」に改め、同号イ(ア)中「12,000円」を「12,300円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「6,150円」に改め、同号イ(ウ)中「9,000円」を「9,225円」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「4,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,150円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「3,225円」に改め、同条第3号ア中「4,840円」を「5,040円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「4,920円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,460円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,690円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,720円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「860円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,290円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

燕市老人センター条例及び燕市保健センター条例の一部改正等について

燕市老人センター条例（平成18年燕市条例第122号）及び燕市保健センター条例（平成18年燕市条例第130号）の一部を次のように改正するものとする。

また、燕市デイサービスセンター条例（平成18年燕市条例第118号）及び燕市生活支援ハウス条例（平成18年燕市条例第120号）を次のように廃止するものとする。

平成28年3月7日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市老人センター条例及び燕市保健センター条例の一部を改正する等の条例

(燕市老人センター条例の一部改正)

第1条 燕市老人センター条例(平成18年燕市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表燕市分水老人福祉センターの項を削り、同条第2項を削る。

第3条中「次のとおり」を「午前9時から午後4時まで」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「次のとおり」を「毎週火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同項各号を削る。

(燕市保健センター条例の一部改正)

第2条 燕市保健センター条例(平成18年燕市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「燕市吉田保健センター」を「燕市保健センター」に改め、同表燕市分水保健センターの項を削り、同条第2項を削る。

第9条から第11条までを削り、第12条を第9条とする。

(燕市デイサービスセンター条例及び燕市生活支援ハウス条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 燕市デイサービスセンター条例(平成18年燕市条例第118号)
- (2) 燕市生活支援ハウス条例(平成18年燕市条例第120号)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年燕市条例第14号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年燕市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「及び複合型サービス」を「、指定看護小規模多機能型居宅介護及び指定地域密着型通所介護」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第17条 指定地域密着型通所介護に該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第115号）
の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市妊産婦の医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の一部」を削る。

第7条第1項中「支払わなければならない場合又は」及び「額の2分の1の」を削り、同条第3項を削る。

第8条中「市長は、」の次に「助成対象者が」を加え、「医療機関に受給者証の提示をするとともに」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の燕市妊産婦の医療費助成に関する条例の規定は、平成28年度分の燕市妊産婦の医療費助成から適用し、平成27年度以前の年度分の燕市妊産婦の医療費助成については、なお従前の例による。

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市営住宅の表中

「

緑町団地	燕市小関1427番地	木造平屋建	4	昭和36年度
------	------------	-------	---	--------

」

を

「

緑町団地	燕市小関1427番地	木造平屋建	2	昭和36年度
------	------------	-------	---	--------

」

に、

「

緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	10	昭和39年度
緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	14	昭和40年度

」

を

「

緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	8	昭和39年度
緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	10	昭和40年度

」

に、

「

東栄町団地	燕市吉田東栄町47番	木造平屋建	12	昭和42年度
富永団地	燕市吉田富永413番地1	木造平屋建	7	昭和43年度

」

を

「

東栄町団地	燕市吉田東栄町47番	木造平屋建	10	昭和42年度
富永団地	燕市吉田富永413番地1	木造平屋建	5	昭和43年度

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について

燕市有吉田東栄町住宅条例（平成20年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部を改正する条例

燕市有吉田東栄町住宅条例(平成20年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田東栄町 4番	簡易耐火構造 平屋建	19	昭和39年度
-------------	---------------	---------------	----	--------

」

を

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田東栄町 4番	簡易耐火構造 平屋建	17	昭和39年度
-------------	---------------	---------------	----	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市水道給水条例の一部改正について

燕市水道給水条例（平成18年燕市条例第172号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市水道給水条例の一部を改正する条例

燕市水道給水条例(平成18年燕市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第4条中「3種」を「2種」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第15条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第22条第2項を削る。

第23条を次のように改める。

(料金)

第23条 料金は、次の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 専用給水装置

メーターの口径	基本料金(1箇月)	従量料金
13ミリメートル	330円	1立方メートルにつき131円。 ただし、公衆浴場用は、 1立方メートルにつき60円
20ミリメートル	630円	
25ミリメートル	1,100円	
30ミリメートル	1,300円	
40ミリメートル	3,850円	
50ミリメートル	7,550円	
75ミリメートル	19,000円	
100ミリメートル	38,500円	
150ミリメートル	109,000円	

(2) 私設消火栓 演習に使用する際、1栓1回放水時間10分ごとに1,000円

第25条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第26条を次のように改める。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 定例日から次の定例日までの期間の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止した場合に、使用日数が15日以下のときは、基本料金を第23条第1項に規定する額の2分の1の金額とする。

2 定例日から次の定例日までの期間の中途においてメーターの口径を変更した場合の料金は、その使用日数の多い料金を適用する。ただし、その使用日数が等しいときは、変更後の口径の料金を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第23条及び第26条の規定は、平成28年10月に検針する水量に係る料金から適用し、同年9月に検針する水量に係る料金までについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年10月から平成31年3月までに検針する水量に係る料金は、次のとおりとする。

検針する日	料金
平成28年10月から平成29年3月まで	改正後の条例第23条及び第26条の規定による料金から消費税等相当額を減じた額(以下「新料金」という。)から間差額(新料金から改正前の燕市水道給水条例第23条及び第26条の規定による料金から消費税等相当額を減じた額を控除して得た額をいう。以下同じ。)に4分の3を乗じて得た額を減じた額に消費税等相当額を加えた額
平成29年4月から平成30年3月まで	新料金から間差額に4分の2を乗じて得た額を減じた額に消費税等相当額を加えた額
平成30年4月から平成31年3月まで	新料金から間差額に4分の1を乗じて得た額を減じた額に消費税等相当額を加えた額

- 4 前項の場合において、間差額に4分の3を乗じて得た額、間差額に4分の2を乗じて得た額及び間差額に4分の1を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(燕市下水道条例の一部改正)

- 5 燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号)の一部を次のように改正する。
第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第2項第1号ただし書を削る。

燕市勤労青少年ホーム条例の一部改正について

燕市勤労青少年ホーム条例（平成18年燕市条例第89号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

燕市勤労青少年ホーム条例(平成18年燕市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第2条の表燕市勤労青少年ホームの項を削り、同表中「燕市吉田勤労青少年ホーム」を「燕市勤労青少年ホーム」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(燕市青少年育成センター条例の一部改正)
- 2 燕市青少年育成センター条例(平成18年燕市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「燕市勤労青少年ホーム内」を「燕市中央公民館内」に改める。

市道路線の認定及び変更について

次のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

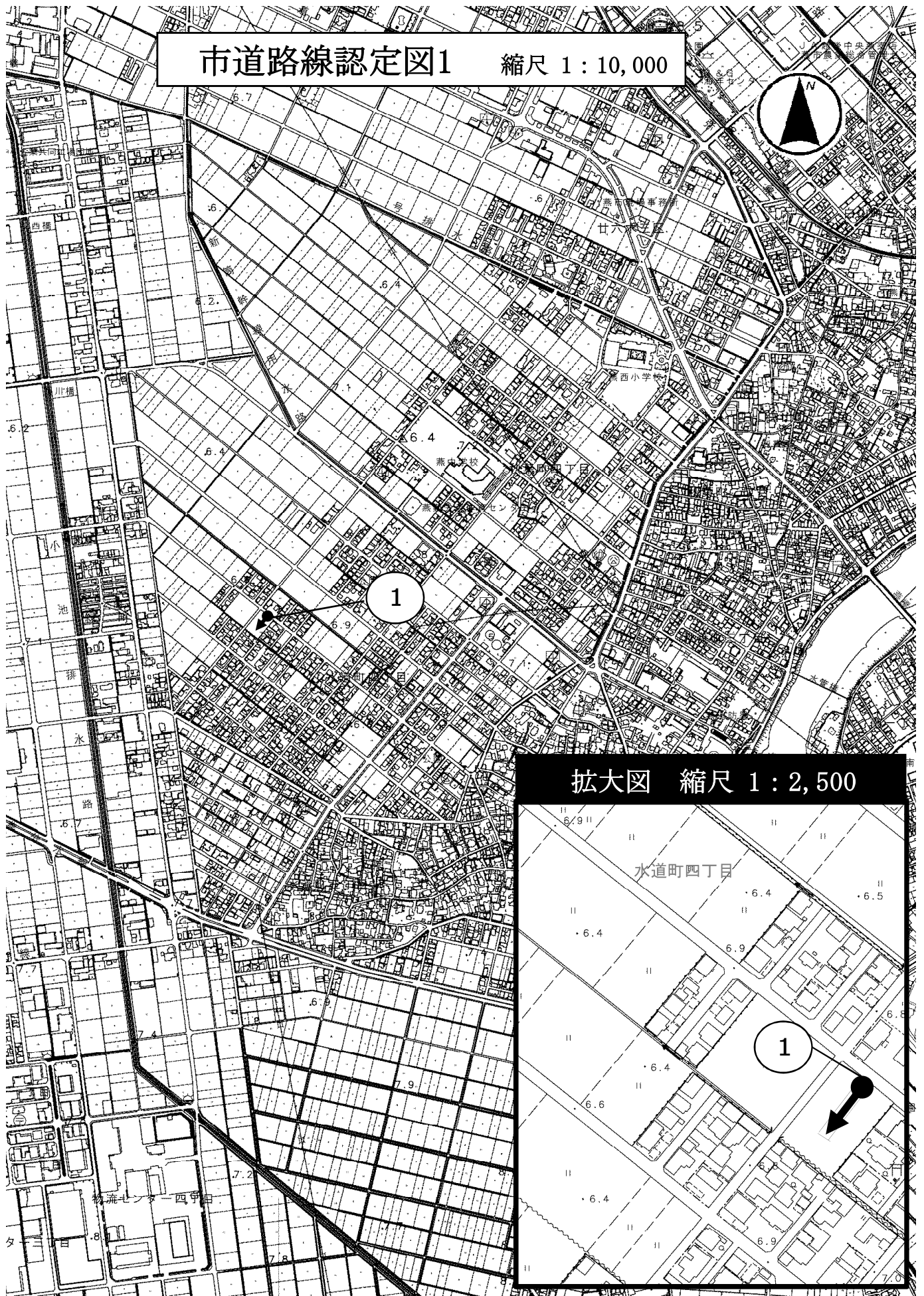
平成28年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

市道路線認定図1

縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500

水道町四丁目

1

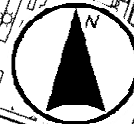
市道路線認定図2 縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500



市道路線認定図4 縮尺 1 : 10,000



4

拡大図 縮尺 1 : 2,500

吉田本所

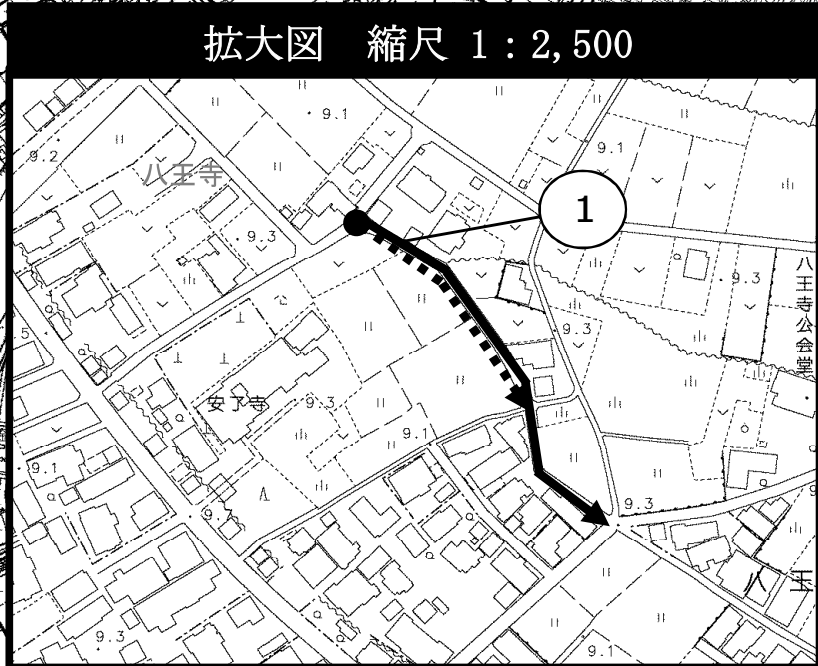
4

市道路線変更図1

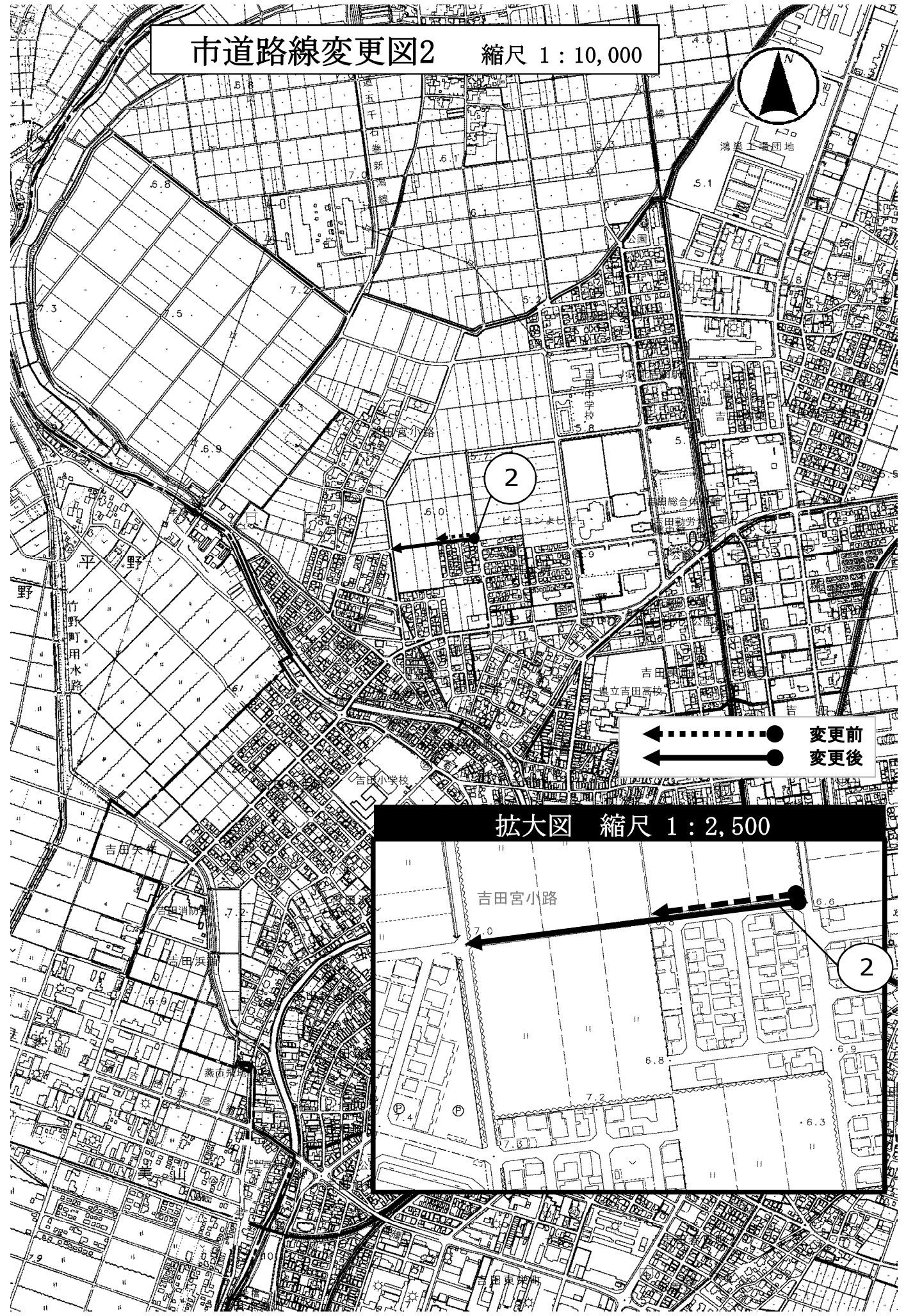
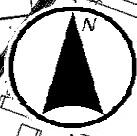
縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500



市道路線変更図2 縮尺 1 : 10,000



← ● 変更前
← ● 変更後

拡大図 縮尺 1 : 2,500

